

対象品目:全品目

規範項目

21

ほ場の観察と病害虫発生予察情報の利用

規範の必要性や背景

*病害虫や雑草の防除は、被害が生じると判断される場合に行うことが基本です。このため、県が発表する発生予察情報などを活用するとともに、ほ場における病害虫等の発生状況を把握して、必要性や時期を判断し、防除を行う必要があります。

取組事項

- 茨城県病害虫防除所が発表する発生予察情報を利用して、防除の要否やタイミングを判断する。
- ほ場内の観察や粘着板等の設置により病害虫の発生状況を把握し、適期防除を行う。

解説

病害虫発生予察情報を利用するとともに、ほ場の観察を行うことで病害虫の発生量や発生時期を把握することができます。病害虫を的確に防除することで、被害が抑えられるとともに、不必要な農薬の使用等を減らすことができます。

●病害虫の発生予察情報の活用

・茨城県病害虫防除所の発生予察情報

茨城県病害虫防除所で発表する病害虫の発生に関する情報を収集し、防除に利用しましょう。防除所では翌月の病害虫発生予報、多発生が予測される病害虫や新たに発生した病害虫の情報、フェロモントラップの最新データ（7～10日間隔で更新）等をインターネット等で提供しています。

詳しくは茨城県病害虫防除所のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/nourin/byobo/>

表 茨城県病害虫防除所が発表する予察情報の種類

病害虫発生予報	向こう1ヶ月の病害虫の発生予想を毎月1回(月末)発表します。
病害虫発生予察警報	重要な病害虫が大発生することが予想され、かつ早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表します。
病害虫発生予察注意報	警報を発表するほどではないが、重要な病害虫が多発することが予想され、かつ、早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表します。
病害虫速報	注意報を発表するほどではないが、重要な病害虫の発生が懸念され、何らかの防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表します。あるいは病害虫の発生状況について、新たな知見が得られた場合に発表します。
病害虫発生予察特殊報	茨城県内で新たな病害虫の発生が確認された場合および、重要な病害虫の発生消長に特異な現象が認められた場合に発表します。

●ほ場内の観察

ほ場内をよく観察し、病害虫の早期発見に努めましょう。アザミウマ類やコナジラミ類などの微小害虫の観察や発生時期の見極めには、粘着板の利用が有効です(図)。目的とする害虫によって誘引される色が異なるため、使い分けが必要です。

- 黄色：主にアブラムシ類，コナジラミ類，ハモグリバエ類
- 青色：主にアザミウマ類

*数日おきに害虫の発生を確認し、粘着板は定期的に交換しましょう。



図 ハウス内に吊るされた青色の粘着板

◆参考情報

- ・茨城県内の病害虫発生予察情報等 (茨城県病害虫防除所HP)
<http://www.pref.ibaraki.jp/nourin/byobo/>
- ・都道府県が設定している「要防除水準」((一社)日本植物防疫協会HP)
http://www.jpfa.or.jp/tecinfo/ipm_1.html

◆関連法令等

- ・環境と調和のとれた農業生産活動規範について (農林水産省HP)
http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/h_kihan/
- ・総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針について (農林水産省HP)
http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_ipm/